

## 第1条 ワンタイムパスワードについて

ワンタイムパスワードとは、だいしん外為W e bサービスの利用に際し、ログインパスワード等のパスワードに加えて、当金庫がお客様に貸与するワンタイムパスワード専用表示端末（以下「ハードウェアトークン」といいます。）に表示され、都度変化するパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）を用いることにより、お客様本人の認証を行うパスワードをいいます。

## 第2条 ワンタイムパスワードの利用

1. だいしん外為W e bサービスを契約頂き当金庫所定の一定期間経過した後は、ワンタイムパスワードのご利用を必須とします。当金庫がお客様に貸与するハードウェアトークンの台数は、だいしん外為W e bサービス契約毎に1台を基本とします。
2. ハードウェアトークンは、だいしん外為W e bサービスを契約頂きましたお客様のお届けの住所に発送、または直接お届けします。ハードウェアトークンを受領したお客様がワンタイムパスワードを利用するためには、ワンタイムパスワード利用開始登録を行うことが必要です。ワンタイムパスワード利用開始登録は、だいしん外為W e bサービスにログインし、当金庫所定の利用登録画面で、ハードウェアトークンシリアル番号、ハードウェアトークンに表示されたワンタイムパスワードを入力することにより行います。お客様が入力したシリアル番号、ワンタイムパスワードが当金庫に登録されている当該ハードウェアトークンのシリアル番号、ワンタイムパスワードと一致した場合には、当金庫は当該利用登録を正当なお客様からの依頼とみなして受け付け、これによりだいしん外為W e bサービスにおけるワンタイムパスワードの利用が可能になります。なお、このワンタイムパスワード利用開始登録は、だいしん外為W e bサービスに登録されている全ユーザ（マスターユーザ、管理者ユーザ、一般ユーザ）毎に行う必要があります。
3. ワンタイムパスワード利用開始登録後は、だいしん外為W e bサービスの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引についてログインIDおよびログインパスワードに加えてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、お客様はログインID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当

金庫が確認し、認識したログインID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードが、お客様が登録されているログインID、ログインパスワードおよび当金庫が保有しているワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。

4. 前記3. にかかわらず、ログインID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードに加えて確認用パスワードが必要となるサービスについては、当金庫は前記3. の認証のほか、当金庫が確認用パスワードを確認し、当金庫が認識した確認用パスワードが各々一致した場合には、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。

### 第3条 手数料

1. ハードウェアトークンの複数台発行および紛失・破損による再発行にあたっては、当金庫所定の手数料をいただきます。ただし、当金庫は当該再発行にかかる手数料を、当金庫の都合で変更または新設することがあります。
2. 前項の手数料（消費税相当額を含みます。）は、当金庫所定の日、普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、だいしん外為Webサービス申込書により届出の代表口座から、自動的に引き落としします。また、領収書等は発行しないものとします。
3. 再発行等のお申込成立後は、取消・解約のお申し出があっても手数料は返却できません。

### 第4条 ハードウェアトークンの再発行等

1. お客様は、ハードウェアトークンの紛失、破損、故障等があったとき、ハードウェアトークンが偽造、変造、盗用、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちにワンタイムパスワードの利用の停止措置を講じます。
2. 前記1. の場合、お客様は、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。当金庫がハードウェアトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、当金庫は、ハードウェアトークンを再発行のうえ、お客様のお届けの住所に発送、または直接お届けします。その場合、第3条の手数料をいただきます。
3. ハードウェアトークン裏面記載の利用期限到来時には、新ハードウェアトークンを当金庫より無償でお届けの住所に発送、または直接お届けします。

また、利用期限までに故障したために前記2. の再発行の申込を行った場合も、無償で新ハードウェアトークンを再発行します。ただし、ハードウェアトークンの利用において、誤用、乱用、事故、災害、改造、無許可の修理、極端な高温、低温、高湿度下での保管、その他通常の利用方法を逸脱した使用を行った場合は、無償での再発行の対象となりません。

4. 前記2. または前記3. によりハードウェアトークンの再発行を行った場合には、お客様は第2条2項の利用開始登録を行うものとします。
5. 紛失等の際のハードウェアトークンの失効または新ハードウェアトークンにかかるワンタイムパスワード利用開始登録の後は、だいしん外為Webサービスにおいて旧ハードウェアトークンにかかるワンタイムパスワードを使用することはできません。利用できなくなったハードウェアトークンは、当金庫に返却してください。

## 第5条 免責事項等

1. ワンタイムパスワードおよびハードウェアトークンは、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびハードウェアトークンの管理について、お客様の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
3. ワンタイムパスワードおよびハードウェアトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、お客様は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびハードウェアトークンの再発行の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびハードウェアトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
4. 第2条第2項、第4条第2項または同条第3項に基づき当金庫がハードウェアトークンをお届けの住所あてに発送したことにより生じた損害について、当金庫は一切の責任を負いません。また、当金庫がハードウェアトークンをお届けの住所あてに発送した後、住所不明等当金庫の責めによらない事由により当金庫にハードウェアトークンが返戻された場合は、一定期間後に廃棄させていただきます。それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。
5. 当金庫または通信業者やシステム会社等が相当の安全対策を構築したにもかかわらず生じたコンピュータ等の障害、ハードウェアトークンの故障、電池切れ等の事由でワンタイムパスワードが表示できなかったことにより、

お取引の取り扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

6. 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はお客様に対するワンタイムパスワードの利用を停止します。お客様がワンタイムパスワードの利用の再開を依頼する場合には、当金庫所定の書面により当金庫宛に届け出るものとします。

## 第6条 解約等

だいしん外為Webサービスの契約が解約された場合は、本規定に基づくワンタイムパスワード利用契約も自動的に解約されます。その場合はハードウェアトークンを当金庫へ返却してください。

## 第7条 譲渡・質入の禁止

お客様はワンタイムパスワードおよびハードウェアトークンを、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。

## 第8条 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、だいしん外為Webサービス利用規定、当金庫の各種預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、預金口座振替規定等の各条項に従って取扱うものとします。

## 第9条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

以 上